

第6編 道路編

第9章 道路施設点検

第1節 道路施設点検の種類

第6901条 橋梁設計の種類

道路施設点検の種類は以下のとおりとする。

- (1) 道路防災点検
- (2) 橋梁定期点検

第2節 道路防災点検

第6902条 道路防災点検

1. 業務目的

道路防災点検は、発注者から貸与される対策完了箇所の防災カルテの見直しや、危険箇所の防災カルテの追加・修正等を行い、今後の道路防災点検業務及び道路防災事業等の基礎資料とすることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務に先立ち業務の目的・主旨を把握した上で、調査内容に適合した工程、班編成、連絡方法、安全対策等の必要事項を記載した業務計画書を作成するものとする。また、発注者から対象箇所の道路防災点検結果、定期パトロール点検結果及び落石データ等を収集し、当該箇所の落石状況等を把握するとともに、対策完了箇所の対策工施工記録や道路台帳等の資料を収集すること。

(2) 現地安定度調査

受注者は、「道路防災点検の手引き」に準じ、安定度調査を行うこととし、カルテ管理箇所（Aランク、Bランク）について、箇所別記録表の見直しを行い、新規箇所については箇所別記録表を新たに作成すること。また、対策完了箇所について、対策工の施工状況（採用工法、延長など）の確認、全景や対策工施工状況の写真撮影、区間内の斜面状況や既設対策工の効果の確認を行う。

なお、既設対策工については、構造物の変状等の異常（部材の落下等により災害、第三者被害につながるおそれがある変状等）の有無を近接目視、触診及び打音検査等により確認すること。

(3) 防災カルテ作成

受注者は、防災カルテ管理箇所（Aランク、Bランク）の防災カルテの追記を行い、新規箇所については防災カルテを新たに作成すること。

(4) 箇所別危険度評価

受注者は、岡山県道路防災整備計画書に基づいて、斜面災害に対する危険度の評価を行うこと。

(5) 危険度評価のとりまとめ

受注者は、評価した結果を基に防災対策工優先度調査集計表を修正すること。

(6) ネームプレートの設置等

受注者は、除雪作業等により破損・欠損した箇所や新規カルテ箇所のネームプレートの設置等を行うこと。ネームプレートは200×300×2mmのアルミ板で、擁壁にアンカーボルトで固定、ロックネット等に結束、又は700～1,000mm程度のプラスチック杭により地盤（土・岩盤）に建込むこと。

第3節 橋梁定期点検

橋梁定期点検は、「岡山県道路橋梁点検マニュアル（案）」（以下「点検マニュアル」という。）に基づき実施する定期点検に適用する。

第 6903 条 橋梁定期点検

1. 業務目的

橋梁定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る維持管理を効率的に行うために必要な情報を得ることを目的とする。

2. 業務内容

橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 現地踏査

受注者は、点検対象となる橋梁について、現地を確認するとともに必要となる点検機器を確認する。なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合は監督員と協議するものとする。

(2) 業務計画書

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、点検対象となる橋梁について、現地踏査に基づき、点検スケジュール及び点検方法、関係機関協議（資料作成を含む）の有無について整理するものとする。

(3) 橋梁点検

受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。

1) 点検

点検は、点検マニュアルに基づき損傷程度の評価を実施するものとする。橋梁点検車又は高所作業車等の近接手段を用いて点検を行う必要がある場合は、それらの機器及び使用範囲等について監督員と協議するものとする。

2) 緊急対応が必要な場合の報告

点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに監督員に報告するものとする。

3) 第三者被害予防措置

第三者に被害が生じる恐れがある損傷（コンクリートのうきなど）を発見した場合は、可能な限り点検時に応急処置を施すとともに、監督員に報告するものとする。

(4) 点検調書作成

受注者は、定期点検結果を基に、点検マニュアルに定める点検調書を作成するものとする。

(5) データ入力

受注者は、定期点検結果を基に、点検結果・写真、点検調書の岡山県橋梁管理システム用データを作成する。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、橋梁点検結果について橋梁毎に整理し、報告書を作成するものとする。